平成27年度 保育関係予算 要 望 事 項

平成 2 6 年 9 月 2 4 日

(一社) 埼玉県私立保育園連盟 会長 森田弘道

- 1. 保育所は、児童福祉法 24 条 1 項基づき、自治体に保育の実施責任があります。 新制度施行に際しても、現行の県の補助金制度は堅持してください。
- 2. 一歳児担当保育士雇用費は堅持してください。
- 3. 改正児童福祉法第56条2では施設整備補助金は保育所を除くとなっています。参議院付帯決議にある安心こども基金の水準維持がはかられるよう、国に働きかけてください。尚、継続されない場合は県単独補助を創設してください。 現在の借入金利子の補てんについても継続して下さい。
- 4. 首都直下型等各地で大震災が予測されています。老朽化施設の耐震調査が実施できるよう費用補助をしてください。耐震補強工事が必要な場合は速やかに実施できるよう3/4の県単独補助制度を創設してください。
- 5. 放射能汚染による乳幼児への影響がまだまだ心配です。行政が定期的に大気・土 壌・食材の測定を実施してください。
- 6. 乳児途中入所促進事業の0歳児対象月を9月まで延長してください。平成19年度より、廃止された1、2歳児補助の復活をしてください。
- 7.3歳児は新制度で15:1の加算が付くことになりましたが、4、5歳児を20:1で職員配置できるよう実態に即した補助としてください。又、様々な問題を抱え、集団のなかで過ごせない子どもなどが年々増加しています。支援の職員が配置できるよう単独補助をしてください。
- 8. 平成23年3月に厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をより実効性のあるものにするため、アレルギー等対応特別給食提供事業費の増額と、対象児数は1人からにもどしてください。

- 9 障害児保育対策費補助金の増額をしてください。 障害児保育補助事業は、1対1となるよう増額してください。認定については県指 定の巡回相談員、市町村の保健師や相談機関が認めた場合も対象としてください。 また、入所月からを対象として補助してください。
- 10. 職員の人材確保が困難な状況です。国の処遇改善の加算が充分ではないため、県としての処遇改善費を復活させて下さい。
- 11. 産休等代替職員費補助金は必要な事業として継続し充実してください。 現行、日額 6、280 円(1 時間あたり 785 円)を、8,000 円(1 時間あたり 1,000 円) に引き上げてください。
- 12. 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業について実施可能な費用となるよう国へ要望してください。尚、出来ない場合は県単独補助を実施してください。
- 13. 国から提示されている公定価格(仮単価)は、現行制度の保育単価の水準が改善されているとは言えません。国に改善を求めてください。
 - ①3歳未満児の保育充実のための単価増額。
 - ②標準時間認定の単価の増額。
 - ③幼稚園、認定こども園と保育所との単価の格差是正。
 - ④保育士と保育教諭の処遇の平等。